

# 新潟県歯科保健推進条例（案）【一部改正】

（目的）

**第1条** この条例は、歯・口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりに関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、歯科医療等業務従事者、保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者、事業者及び医療保険者（以下「県民等」という。）の役割を明らかにするとともに、歯・口腔の健康づくりに関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって県民の健康の保持及び増進並びに健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯・口腔の健康づくり 歯及び歯周組織の健康を含む口腔の健康を保持し、及び増進し、並びに咀嚼<sup>そしゃく</sup>を含む健全な口腔機能を獲得し、維持し、又は向上させることをいう。
- (2) かかりつけ歯科医 歯科医療を受ける者が身近な地域における日常的な歯科診療、歯及び口腔の疾患の予防のための措置その他の歯科医療の提供を行う歯科医師をいう。
- (3) 歯科医療等業務従事者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科口腔保健に係る業務に従事する者をいう。
- (4) 保健医療関係者 保健医療サービスを提供する者（歯科医療等業務従事者を除く。）をいう。
- (5) 福祉関係者 社会福祉に関する職務に従事する者であって、歯・口腔の健康づくりに関わる者をいう。
- (6) 教育関係者 教育に関する職務に従事する者であって、歯・口腔の健康づくりに関わる者をいう。
- (7) 事業者 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第2条第3号に規定する事業者をいう。
- (8) 医療保険者 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項に規定する医療保険者をいう。

(基本理念)

**第3条** 歯・口腔の健康づくりは、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 県民が生涯を通じて、その年齢、居住する地域等に応じた適切かつ効果的な歯科口腔保健サービスの提供を受けることができる持続可能な環境の整備を推進すること。
- (2) 県民がその日常生活の中で歯・口腔の健康づくりについて関心と理解を深め、自ら積極的にむし歯、歯周病その他の歯及び口腔の疾患の予防に取り組むことが習慣化され、将来の世代に伝えられるよう促進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りながら、総合的かつ効果的に県民の歯・口腔の健康づくりを推進すること。

(県の責務)

**第4条** 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯・口腔の健康づくりに資する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村との連携等)

**第5条** 県は、歯・口腔の健康づくりに果たす市町村の役割の重要性に鑑み、前条の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町村と連携し、協力し、及び調整するものとする。

- 2 県は、市町村が歯・口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施する場合には、その求めに応じ、情報の提供、専門的又は技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。
- 3 県は、市町村における歯・口腔の健康づくりの取組について、その状況を定期的に調査し、必要に応じて地域間の格差を是正するための措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民の役割)

**第6条** 県民は、自らの歯及び口腔の健康状態を把握するとともに、歯・口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深め、日常生活における適切な歯及び口腔のケア等により歯及び口腔の疾患を予防するよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する歯・口腔の健康づくりに関する施策を活用すること、定期的にかかりつけ歯科医の診療を受けること等により、生涯にわたって自ら歯・口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(歯科医療等業務従事者の役割)

**第7条** 歯科医療等業務従事者は、基本理念にのっとり、県及び市町村が講ずる歯・口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるとともに、県民に対し、必要な歯科口腔保健サービスを提供するよう努めるものとする。

2 歯科医療等業務従事者が組織する団体は、県民が適切な歯科口腔保健サービスを受けられるよう、地域における歯科口腔保健に係る医療提供体制の整備に協力するよう努めるものとする。

(保健医療関係者の役割)

**第8条** 保健医療関係者は、基本理念にのっとり、その業務において歯科医療等業務従事者との緊密な連携を図り、県民の歯・口腔の健康づくりを継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(福祉関係者の役割)

**第9条** 福祉関係者は、基本理念にのっとり、その業務において歯科医療等業務従事者との緊密な連携を図り、障害者、高齢者その他の福祉サービスを必要とする者の歯・口腔の健康づくりを継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(教育関係者の役割)

**第10条** 教育関係者は、基本理念にのっとり、その業務において歯科医療等業務従事者との緊密な連携を図り、幼児、児童、生徒又は学生の歯・口腔の健康づくりを継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

**第11条** 事業者は、基本理念にのっとり、県内の事業所で雇用する従業員が、歯・口腔の健康づくりに関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって歯及び口腔の疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する教育、定期的な歯科検診等の歯・口腔の健康づくりの機会の確保に積極的に努め

るものとする。

(医療保険者の役割)

**第 12 条** 医療保険者は、基本理念にのっとり、県内の被保険者が、歯・口腔の健康づくりに関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって歯及び口腔の疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する教育、定期的な歯科検診等の歯・口腔の健康づくりの機会の確保に積極的に努めるものとする。

(財政上の措置)

**第 13 条** 県は、歯・口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(県歯科保健計画)

**第 14 条** 知事は、生涯にわたる県民の歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「県歯科保健計画」という。）を定めるものとする。

2 県歯科保健計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯・口腔の健康づくりに関する基本方針
- (2) 歯・口腔の健康づくりに関する目標
- (3) 前号の目標の達成に向け県が実施する施策の展開方針
- (4) 計画の位置付け及び期間
- (5) 計画の進行管理及び評価方法

3 知事は、県歯科保健計画を定めようとするときには、あらかじめ歯科口腔保健に関する学識経験者の意見を聴くとともに、市町村及び県民等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 県歯科保健計画の策定に当たっては、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号。以下「歯科口腔保健法」という。）第 12 条に規定する歯科口腔保健の推進に関する基本的事項を勘案するとともに、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 8 条第 1 項に規定する健康増進計画、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 1 項に規定する医療計画その他の県が策定する保健、医療又は社会福祉に関する計画との調和及び連携に配慮するものとする。

- 5 知事は、県歯科保健計画を定めたときは、インターネットその他の適切な手段を用いて、速やかに、これを県民に公表しなければならない。
- 6 県歯科保健計画は、歯・口腔の健康づくりに関する施策の進捗状況等を踏まえ、少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。
- 7 第3項から第5項までの規定は、県歯科保健計画の変更について準用する。

(市町村歯科保健計画)

**第15条** 市町村長は、当該市町村の実情に応じた歯・口腔の健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進するため、県歯科保健計画の内容を踏まえ、当該区域における歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「市町村歯科保健計画」という。）を定めることができるものとする。

- 2 第5条第2項の規定は、前項に規定する市町村歯科保健計画について準用する。

(基本的施策の推進)

**第16条** 県は、県民の歯・口腔の健康づくりを推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を市町村、歯科医療等業務従事者、保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者、事業者及び医療保険者と連携し、及び協力して推進するものとする。

- (1) 県民の歯・口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに歯・口腔の健康づくりに関する知識等の普及啓発に関すること。
- (2) 県民が定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策に関すること。
- (3) フッ化物応用等のむし歯の予防対策の効果的な実施に関すること。
- (4) 母子保健、学校保健、成人保健、産業保健、高齢者保健等を通じた生涯にわたる効果的な歯・口腔の健康づくりに関すること。
- (5) 食育を通じた口腔機能の健全な育成、摂食嚥下<sup>えん</sup>障害の予防、オーラルフレイル（加齢等に伴って生ずる口腔機能の低下が心身の機能の低下につながるおそれのある状態をいう。）の早期の把握及び予防並びに口腔機能の維持回復に関すること。
- (6) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）、労働安全衛生法等に基づく歯及び口腔に関する外傷、障害等の防止並びにこれらの軽減を図るための対策等に関すること。
- (7) 障害を有する者、介護を必要とする者、医療的ケア児（医療的ケア児及びそ

の家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第2項に規定する医療的ケア児をいう。）等に対する定期的な歯科検診、訪問による歯科診療、口腔のケアその他の適切な歯・口腔の健康づくりの確保に関すること。

- (8) 児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待等の早期発見に資する歯科医療機関等との緊密な連携の確保に関すること。
- (9) 災害の発生及び感染症の流行に備えた平時における歯科口腔保健に係る医療提供体制の整備並びに大規模災害の発生時等における迅速な歯科口腔保健に係る医療提供体制の確保に関すること。
- (10) 歯科医療等業務従事者が組織する団体及び病院（その診療科中に歯科を有するものに限る。）の連携並びに地域の歯科口腔保健に係る医療提供体制を維持するための病院及び診療所の連携並びに診療所相互の連携に関すること。
- (11) 口腔の健康と密接に関係する糖尿病その他の生活習慣病の予防並びに周術期における口腔の健康管理等のための医科及び歯科の医療の連携に関すること。
- (12) 歯・口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究に関すること。
- (13) 歯科口腔保健法第15条に規定する口腔保健支援センターの設置に関すること。
- (14) 歯科医療等業務従事者の確保が困難な地域に対する人材確保の支援並びに歯科医療等業務従事者の継続的な育成、確保及び資質の向上に関すること。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりを推進するために必要な施策に関すること。

（県民歯科疾患実態調査等）

**第17条** 知事は、県民の歯・口腔の健康づくりの総合的な推進を図るための基礎資料とするため、少なくとも5年ごとに、県民の歯科疾患等の実態についての調査（以下「県民歯科疾患実態調査」という。）を行うものとする。

2 知事及び県教育委員会は、幼児期からの県民の歯・口腔の健康づくりを効果的に推進するため、県民歯科疾患実態調査のほか、幼児、児童及び生徒のむし歯及び歯肉炎の罹患状況等について、毎年調査を実施するものとする。

（にいがた健口文化推進月間）

**第18条** 県は、基本理念にのっとり、歯・口腔の健康づくりの習慣化を図り、これを将来の世代に伝えていくため、にいがた健口文化推進月間を設ける。

2 にいがた健口文化推進月間は、11月1日から11月30日までとする。

(連携協力体制の整備)

**第19条** 県は、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、県、市町村及び県民等が意見を交換し、並びに相互に連携し、及び協力することができる体制を整備するものとする。

(公表)

**第20条** 知事及び県教育委員会は、毎年度、第16条に規定する基本的施策その他の歯・口腔の健康づくりの推進に関し講じた施策の状況を取りまとめ、公表するものとする。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。